

## 《家族出産育児一時金請求書 添付用》

### 出産育児一時金選択届

大塚製薬健康保険組合に加入する前に、他の会社等の健康保険組合で被保険者として資格期間が継続して1年以上（任意継続保険者期間を含まない）の者が、その資格を喪失した日から6ヶ月以内に出産した場合、他健保から被保険者出産育児一時金を受給できます。

同時に、出産時、大塚製薬健康保険組合の被扶養者として認定されている場合は、大塚製薬健康保険組合からも家族出産育児一時金を受給する権利が発生します。

しかし出産育児一時金は重複して受給することはできない為、出産者に被保険者出産育児一時金もしくは家族出産育児一時金のどちらかを選択していただきます。

被扶養者としての出産育児一時金を受給する場合は、下記の家族出産育児一時金選択届に必要事項をご記入の上、ご提出願います。

---

大塚製薬健康保険組合理事長 殿

### 家族出産育児一時金選択届（誓約書）

私は、大塚製薬健康保険組合から家族出産育児一時金を受給し、  
以前加入していた健康保険組合等へ、被保険者出産育児一時金を請求致しません。

令和 00 年 00 月 00 日

出産者氏名

健 保 花 子

印